

ずれ・
欠落

汚れ

サビ

照明
不点灯

屋外広告物の 安全点検が 変わりました！

近年、老朽化等により屋外広告物が落下するなどの事故が発生しており、安全性の確保が課題となっています。川崎市では、公衆への危害防止を目的に屋外広告物の更なる安全確保のために、安全点検の強化に関する屋外広告物条例施行規則の一部改正を行いました。



変更点①

安全点検の**対象を拡大**します！

変更点②

一部の広告物について
有資格者による点検とします！

変更点③

安全点検報告書が**新しく**なります！



事故が発生した場合**賠償責任を問われる場合**があります
事故を未然に防ぐため、定期的に点検を行い、
安全管理に努めましょう！

変更点①

安全点検の対象を拡大します！

更新申請時に原則すべての広告物について安全点検報告書の提出が必要となります。
ただし、広告旗など一部の広告物については、これまで通り点検の必要はありません。
(右表参照)

変更点②

一定規模を超える広告物について有資格者※1による点検とします！

一定規模を超える広告物※2については、屋外広告士や講習会修了者等の資格をお持ちの方が点検した安全点検報告書の提出が必要となります。

【※1 有資格者】

次のいずれかの資格を有する者を言います。

- ①屋外広告士
- ②講習会修了者
- ③広告美術科に係る職業訓練指導員若しくは職業訓練修了者又は広告美術仕上げに係る技能検定合格者
- ④その他市長が同等以上の知識を有すると認めた者

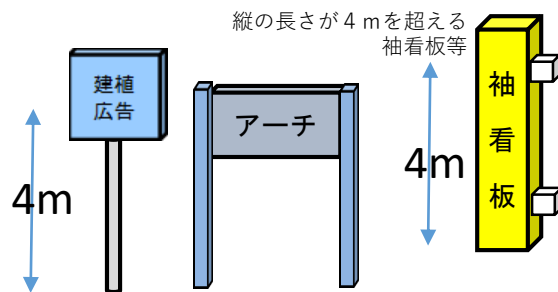
【※2 一定規模を超える広告物】

- ① 建築基準法の規定に基づく工作物確認を受けて設置された広告物(高さ4mを超える工作物等)
- ② 建築物の上部に設置されたもので表示面積が50平方メートルを超えた広告物
- ③ 建築物の壁面を利用して掲出されたもので表示面積30平方メートルを超えた広告物
- ④ 建築物から突き出したもの(袖看板等)で、表示面積が20平方メートルを超えた広告物
- ⑤ その他市長が、特に必要と認めたもの

▼広告物の種類と点検の要否

		点検の要否	点検の資格
広告塔又は広告板	4mを超える	○	○
	4m以下	○	
屋上広告	50㎡又は縦4mを超える	○	○
	50㎡又は縦4m以下	○	
壁面広告	30㎡又は縦4mを超える	○	○
	30㎡又は縦4m以下	○	
袖看板	20㎡又は縦4mを超える	○	○
	20㎡又は縦4m以下	○	
アドバルーン		×	
はり紙、ポスター等		×	
立看板、広告旗		×	
自動車等に表示する広告物		×	
柱類に表示する広告物		×	
はり札等		×	

★有資格者による点検が必要な広告物の例



地上からの高さが4mを超える建植広告、アーチ等

安全点検にかかる専門業者は、川崎市に屋外広告業の登録(届出)をしている業者を御活用ください。
登録(届出)業者は、ホームページでご覧いただけます。

川崎市屋外広告業者登録制度

検索

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/28-6-6-3-7-8-0-0-0-0.html>

変更点③

安全点検調査報告書が新しくなります！

安全点検項目を6項目から17項目に充実させ、点検箇所と点検ポイントを分かりやすくしました。

御不明な点がございましたら下記連絡先へ御連絡ください。

210-0007

川崎市建設緑政局道路管理部 路政課 屋外広告物係
川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク14階
電話 044-200-2814 / F A X 044-200-3978